

令和5年10月23日

基本構想一部改定に向けた検討資料

目次

1	改定に向けた関連計画等の整理	1
(1)	関連計画における位置づけ	1
(2)	学校再編に向けた取組	9
(3)	対象地区周辺の状況	14
2	改定の考え方	18

別途資料

■第6次結城市総合計画	基本構想一部改定方針	21
-------------	------------	----

1 改定に向けた関連計画等の整理

- ・ 本市においては、令和3年3月に基本構想を策定していますが、以降、大きな動向として、「結城南中学校区の学校再編・小学校の新設・小中一貫教育の実践」の動きがあり、これを受けて、基本構想を改定していく必要があります。
- ・ 学校再編に関する関連計画等、現在に至るまでの状況を以下に示します。

(1) 関連計画における位置づけ

①第6次結城市基本構想・総合計画（令和3年3月策定）

- ・ 現行の基本構想・総合計画は、令和3年3月に策定されており、基本構想においては、「地域の特性を踏まえた教育環境の整備」を進めるとの文言がありますが、学校再編についての具体的な記載や、結城南中学校周辺についての拠点的な位置づけは特に示されていません。
- ・ 総合計画においては、「学校再編による小中一貫校等の推進」などが課題・施策等として示されており、学校再編の取組を前提とした記載になっています。

■基本構想（基本理念等）

基本理念

基本理念は、「結城を未来へつなぐ 新たな魅力あるまちづくり」を念頭に置きながら、次の3つとしました。

- 健幸で安全・安心に暮らせるまちづくり ←
- 地域資源を活用した魅力と活力あるまちづくり
- みんなの協働で未来を切り拓くまちづくり

将来都市像

将来都市像は、歴史や伝統、自然環境などを次代に継承しつつ、地域資源として活用しながら、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、魅力と個性あるまちを新たに創造していくことを目指し、次のように設定しました。

みんなの想いを 未来へつなぐ
活力あふれ文化が薫るまち 結城

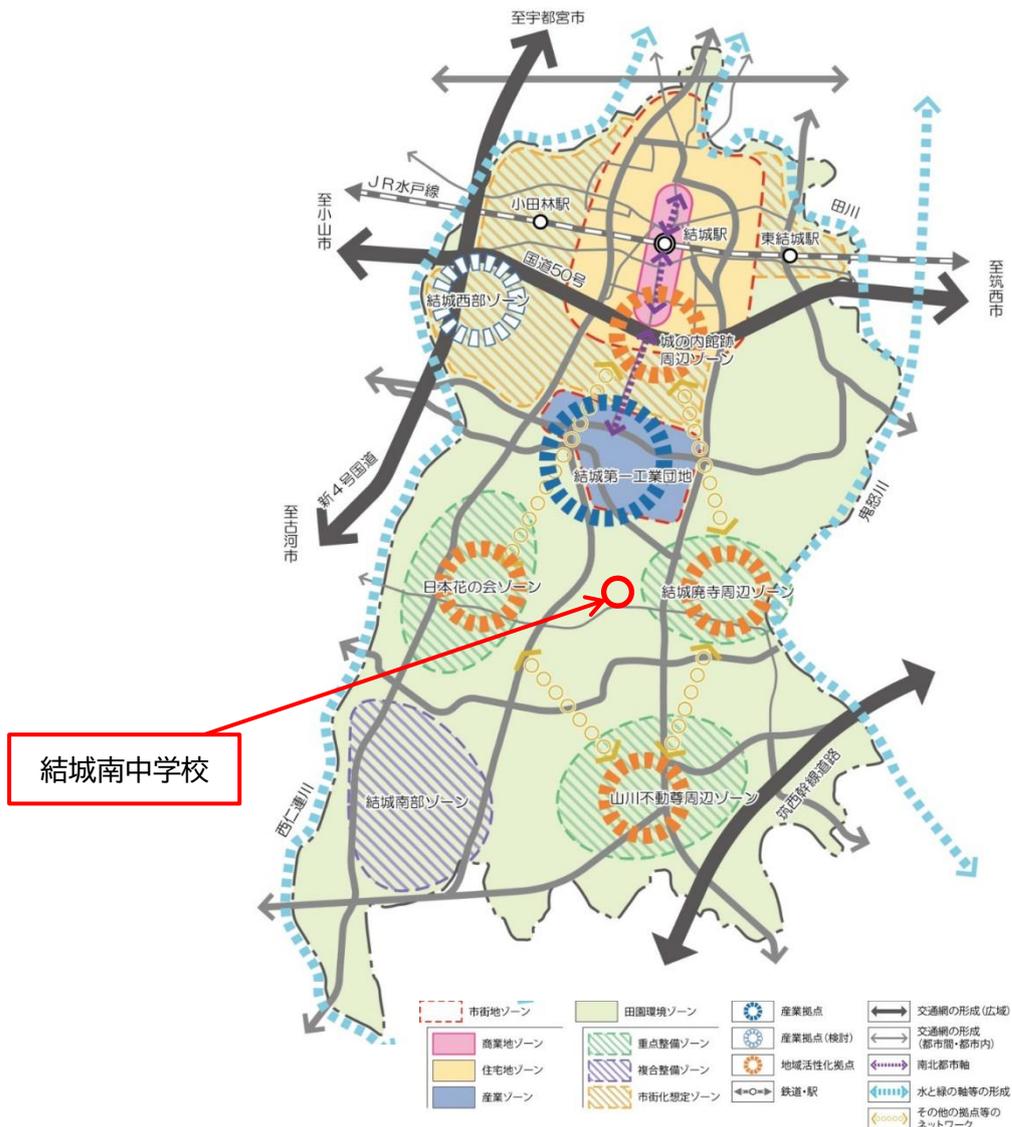
(1) 健幸*で安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが健康・長寿で幸せに暮らせる環境や、安心して子どもを産み育てられる環境の整備により、みんなの笑顔があふれるまちづくりを目指すとともに、地域の特性を踏まえた教育環境の整備により、未来を担う子どもたちが結城に愛着と誇りを持てるまちを目指します。

また、防災・防犯対策の充実や、質の高い生活基盤の整備とともに、多様な世代、性別、文化に対応した顔の見えるコミュニティづくりにより、安全・安心な地域共生社会*の実現を目指します。

*健幸：健やかで幸せな生活（医学的に健康な状態のみならず、生きがいを持ち豊かな生活を送れること）

■基本構想（土地利用構想）



田園環境ゾーン

■ 重点整備ゾーン

日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺を重点整備ゾーンとして位置付け、地域の活性化を先導するための拠点整備と合わせ、周辺環境や景観の整備を進めます。

■ 複合整備ゾーン

江川地区の南部を複合整備ゾーンとして位置付け、恵まれた農業環境を活かしつつ、新たな産業を創出し、農業、製造、流通、販売等が連携した6次産業化*等による産業の複合化を図ります。

■ 市街化想定ゾーン

結城西部地区、小田林駅周辺地区、南部市街地以南の地区、東結城駅周辺地区を市街化想定ゾーンとして位置付け、既存の土地区画整理地内における宅地化の進行と社会経済情勢を勘案しながら、長期的な視点に立ち、市街地ゾーンへの編入を検討します。

■基本計画（4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり（学校教育）抜粋）

● 現状と課題

グローバル化*や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、新しい時代に柔軟に対応できる資質・能力の育成が必要とされています。

このため、これからは、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の育成を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、未来の結城市を担うことのできる人材の基礎をつくっていくことが求められています。

また、加速する少子化に加え、学校施設の老朽化が顕著になっている状況を踏まえ、学校施設の適正配置、学校再編による小中一貫校等の推進により適切な教育環境を構築し、持続可能な教育行政の運営を図っていく必要があります。

今後ますます高度化・複雑化する諸課題へ対応するため、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携を強固なものにし、教育環境の充実を図る取組を推進していく必要があります。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 学校教育の実践

児童生徒と教師、家庭、地域の連携を図り、その信頼関係を基盤とし、一人ひとりに応じたきめ細かな指導による学校教育を実践するとともに、少子高齢化、グローバル化*等変化の激しい社会を生き抜く力を備えた人材の育成を図ります。

学校給食については、「生きた教材」として積極的に活用し、安全・安心で安定的な供給を徹底します。

2 安心して学べる学校づくりの推進

学校施設の改修等により、施設・設備の充実を図るほか、学校の適正配置及び小中一貫校等の推進に向けた具体的な取組を実施します。

また、不登校児童・生徒への支援や就学指導支援体制を積極的に整備します。

3 地域に根ざした教育の推進

本市が世界に誇る「結城紬」の着心地体験を実施し、地域の良さを再確認することを通して、より良いまちを築いていこうとする児童生徒を育成します。

②結城市都市計画マスタープラン（平成 29 年 6 月改定）

- ・ 現行の都市計画マスタープランにおいては、将来都市空間構造として、市南部には、地域活性化拠点等の位置づけが示されており、山川不動尊等を核とした、地域資源活用型の拠点形成を図ると示されています。結城南中学校周辺には特に拠点としての位置づけはありません。
- ・ また、公共公益施設の整備方針において、学校の適正配置に関して「集約的な整備についての検討を図ります」との記載があり、再編統合に向けた動きに配慮した内容となっています。しかし、固有名を上げた具体的な再編に関する内容にまでは至っていません。
- ・ 一方、小学校・中学校を地区・地域レベルの健康・福祉の拠点や、地区レベルの地域防災拠点に位置づけており、再編統合後はこれらの役割の担保も必要になると考えられます。

■将来都市空間構造

■ 結城市の将来都市空間構造図



(3) 地域活性化拠点

地域のコミュニティや活力ある地域活動を維持・発展させるため、(財)日本花の会、山川不動尊、結城廃寺等を核とした地域資源活用型の活性化拠点を形成します。

2) 公共公益施設の整備方針

(1) 質の高いサービスを提供する公共公益施設の整備・充実

2

公共公益サービスの利便性・効率性を高める施設の集約・ネットワーク化の推進

- ・公共公益施設の整備にあたっては、利用者の利便性や提供側の効率性に配慮しながら集約・ネットワーク化を図ります。
- ・都市レベルにおいては、南部市街地に集積する新庁舎（予定）、市民文化センター「アクロス」や南部中央公園等により、質の高い公共公益サービスやふれあい環境を結城市民に提供するシビックセンターゾーンの形成に努めます。
- ・市民生活に身近な地域レベルにおいては、集会施設等を中心に、住民ニーズに応じた公共公益施設の整備を図り、生活の利便性や快適性を高める生活拠点の形成に努めます。
- ・小学校においては、児童数の推移を踏まえた適正配置等について各種懇談会等で議論を深め、集約的な整備についての検討を図ります。

(2) いきいきと活動できる環境・場の形成

1

健康・福祉の拠点づくり

- ・都市レベルの健康・福祉の拠点については、健康増進センターを位置づけ、身近な憩いや交流の場として気楽に利用できる環境・空間を形成します。
- ・地域レベルの健康・福祉の拠点については、中学校を位置づけ、人口定着等に配慮しながら、地域ケアやボランティア等の活動の場、あるいはそれらを支援する場となる施設の設置検討によりその機能拡充を図ります。
- ・地区レベルの健康・福祉の拠点については、小学校（集会所、公園・広場等の一体化）を位置づけ、地区住民が多世代の人々と交流しながら、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化・学習活動を楽しむことができる場、お互いに助け合う福祉の場と機会を創出することによりその機能拡充を図ります。

2) 防災まちづくりの方針

(1) 防災都市構造の形成

3

防災拠点の整備

- ・段階的な自主防災生活圏に即した防災活動の充実・強化を図るため、各圏域毎に防災拠点の整備に努めます。
- ・近隣レベルの防災拠点（近隣防災拠点）は、高齢者や障害者等の災害弱者もスムーズに避難できるよう、身近なコミュニティの場ともなっている公園等の活用を図ります。
- ・地区レベルの防災拠点（地区防災拠点）は、小学校や中学校を中心に集会施設、公園・広場等を一体として形成し、避難場所としての機能とともに、自主防災組織の活動を支援する食料、飲料水、防災資機材等の備蓄機能を整備します。
- ・都市レベルの防災拠点（災害対策拠点）は、都市全体の防災活動の拠点としてシビックセンターゾーンを位置づけ、災害対策の指示、情報の収集・伝達が円滑に行えるよう機能の充実を図ります。

■ 防災生活圏の形成と防災拠点の整備

	近隣レベル	地区レベル	都市レベル
圏域の性格	・住民が主体となって、最低限の自立生活を営む圏域	・地区単位で自主防災活動を支援する圏域	・行政が主体となり、都市全体の防災活動を展開する圏域
対応する圏域	・各集落地、自治会等程度の圏域	・小学校区や中学校区程度の圏域	・行政区全域
災害時の活動の場	・近隣防災拠点	・地区防災拠点	・災害対策拠点
対応する避難場所	・一次避難場所等	・拠点避難場所	—
特徴	・身近な公園等を拠点として、自主防災拠点を中心とした活動を展開するエリア	・地区防災拠点を拠点として、自主防災組織の活動を支援していくエリア	・シビックセンターゾーンを位置づけ、行政が主体となり、災害対策の指示、情報の収集・伝達を行うエリア

(2) 災害に強い都市空間の整備

2

公共公益施設の耐震化・不燃化の促進

- ・市役所をはじめとする公共公益施設については、災害発生時における避難所として避難・救援活動の拠点となることから、建築物の耐震化・不燃化の促進に努めます。
- ・特定耐震不適格建築物等については、意識啓発の充実や情報提供の実施に努めます。

③結城市立地適正化計画（令和5年3月）

- 立地適正化計画においては、「目指すべき都市の骨格構造」において、中心拠点と連携を図る地域拠点についての位置づけがあります。
- 地域拠点は、中心拠点へのアクセス性の維持や公共施設の再編等により、農村地域の利便性や将来的な人口、地域コミュニティ維持を図るエリアと考えられており、結城南中学校周辺が「学校再編や文教ゾーン検討地域」として示されています。

■目指すべき都市の骨格構造

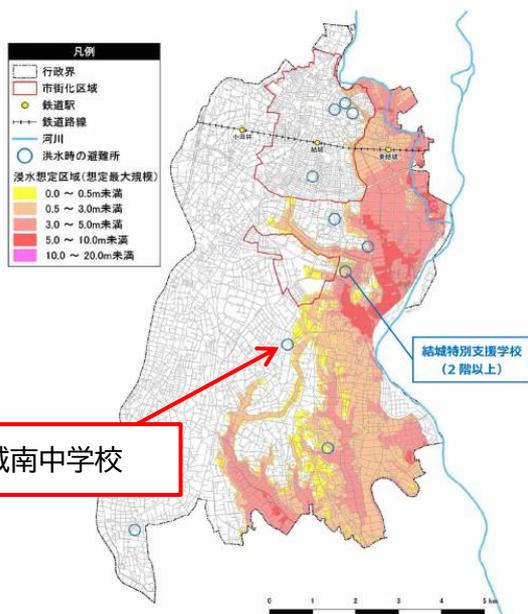
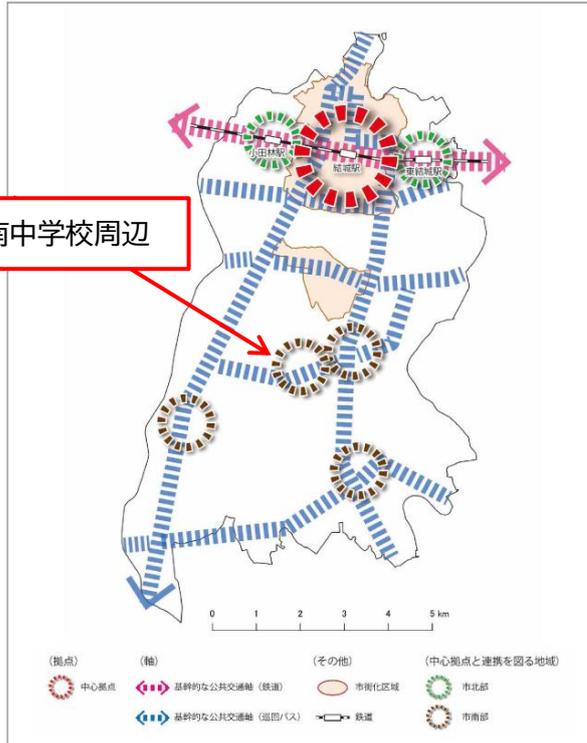


図 浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と避難所の重ね図
出典：国土交通省関東地方整備局下管河川事務所、結城市 避難場所・避難所・福祉避難所（2021.6時点）

←防災指針

- 鬼怒川等の想定最大規模において、洪水が発生する場合、結城南中学校周辺は0.5-3.0mの浸水が想定されている。
- 結城南中学校は想定最大規模でも浸水しない見込みであり、洪水時の避難所に位置づけられている。

④結城市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）、個別施設計画（令和3年4月）

- ・ 総合管理計画は、平成29年3月に策定後、個別施設計画等の内容を反映し、令和4年3月に改訂されています。改訂版では、小中学校について、老朽化が進んでいることから、児童生徒数の適正配置についての方針を定めるとしています。
- ・ 令和3年4月に策定された「結城市学校施設個別施設計画」においても、学校施設の目指すべき姿として、「効率的な学校施設の利用」として、小中学校の適正配置、学区再編についての方針を定めることとしています。

■結城市公共施設等総合管理計画（改訂版）抜粋

（1）施設の状況

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物		
							建築年度	構造	経過年数
小学校	結城	1	結城市立結城小学校	直営		9,725	昭和41年度	鉄筋コンクリート	54
		2	結城市立城南小学校	直営		6,471	昭和50年度	鉄筋コンクリート	45
		3	結城市立結城西小学校	直営		7,517	昭和54年度	鉄筋コンクリート	41
		4	結城市立城西小学校	直営		4,248	昭和58年度	鉄筋コンクリート	37
	絹川	5	結城市立絹川小学校	直営		5,333	昭和56年度	鉄筋コンクリート	39
	上山川	6	結城市立上山川小学校	直営		4,033	昭和56年度	鉄筋コンクリート	39
	山川	7	結城市立山川小学校	直営		4,262	昭和57年度	鉄筋コンクリート	38
	江川	8	結城市立江川北小学校	直営		4,423	昭和57年度	鉄筋コンクリート	38
		9	結城市立江川南小学校	直営		3,804	昭和56年度	鉄筋コンクリート	39
小計						49,816			
中学校	結城	1	結城市立結城中学校	直営		12,836	昭和51年度	鉄筋コンクリート	44
		2	結城市立結城東中学校	直営		8,282	昭和61年度	鉄筋コンクリート	34
	江川	3	結城市立結城南中学校	直営		11,092	昭和46年度	鉄筋コンクリート	49
小計						32,210			
合計						82,026			

（3）管理に関する基本的な考え方

「結城市学校施設個別施設計画」で定めた方針に基づき、空き教室の状況や児童生徒数の地域間格差等を踏まえながら、日常点検や修繕・改修を計画的に行うことで、施設の長寿命化を図ります。

また、将来の児童生徒数の推移を把握し、学区再編・統廃合等について検討を行い、小中学校の適正配置についての方針を定めます。

■結城市学校施設個別施設計画

第3章 学校施設の目指すべき姿

4 効率的な学校施設の利用

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化など、国の方針、義務教育学校設立に積極的な自治体の事例研究を行いながら、市全体の小・中学校の適正規模と配置、学区編成について将来に向けた方針を定め、事業を推進します。

(2) 学校再編に向けた取組

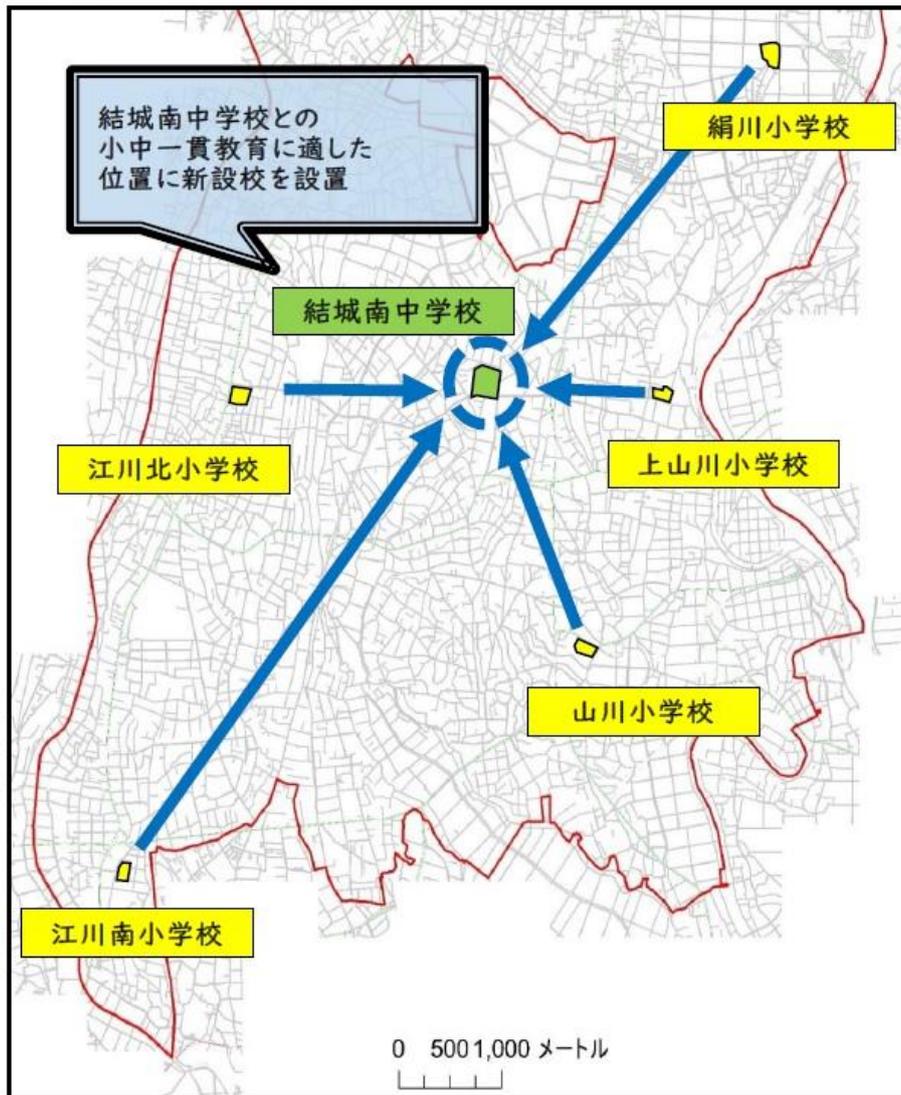
①結城市学校適正配置等に関する方針（令和4年3月）

- ・ 結城市学校適正配置等検討委員会において、小中学校の適正規模・適正配置についての検討が行われ、小学校6校が小規模校となっている状況を踏まえ、学校の適正配置に向けた、「結城市学校適正配置等に関する提言書」が令和4年1月に示されています。
- ・ これを受けて、パブリックコメントを経て、「結城市学校適正配置等に関する方針」が示され、以下の学校再編の考え方や、結城南中学校区の適正規模化の内容が打ち出されています。

学校再編の考え方	
1 小学校の統合は「新設統合」とする	結城南中学校区の適正規模化における小学校の統合は、一部の学校が特定の学校に吸収されるものではなく、対等な統合とします。子供たちにとってより良い教育環境となるよう新しい小学校を創立するという考え方で進めます。
2 児童の通学時の安全確保に考慮する	通学時の安全確保や負担軽減などを考慮し、スクールバスの導入や市公共交通との相互利用の検討を進めます。
3 これまでの地域コミュニティを活かす	現在行われている地域のコミュニティ活動（小学校ごとの活動）の単位をくずさないよう考慮します。
4 既存施設・敷地の利活用について検討する	新設統合校は、できるだけ現在の結城南中学校の校舎や敷地を有効活用します。新設統合校にとって十分な校地であるかどうか、既存の校舎や施設等を利用・増設する場合は、必要な教室数やグラウンド等が確保できるかどうかを考慮します。
5 ほかの中学校区については継続して検討する	提言書にある結城中学校区の適正規模化、結城中学校区と結城東中学校区の学区再編、結城南中学校区と結城東中学校区の学区再編については、小中一貫教育を見据えて、現在の小中連携の取組みをさらに推進します。

結城南中学校区の適正規模化の具体的内容	
1 現在、結城南中学校区にある小学校5校を1校に統合する	特定の学校に吸収されるものではなく、対等な新設統合とします。
2 統合の時期は、令和9年4月を目標とする	新設統合校はできるだけ早期の開校を目指します。
3 新設統合校の場所は、結城南中学校の敷地内又は隣接地とする	新設統合校は、小中一貫教育を推進するため、施設一体型又は施設隣接型の小中一貫校とし、結城南中学校の敷地内又は隣接地に設置します。
4 新設統合に向けた推進委員会を設置する	基本構想・基本計画の策定や小中一貫校の設置に向けた具体的な事項は、推進委員会を設置し、協議していきます。
5 小学校跡地の利活用等を検討する	公共施設の適正配置に関する方向性や地域福祉としての在り方を双方から協議し、本市の将来像を見据えて、あらゆる可能性を検討します。

○結城南中学校区の適正規模化の検討図



②結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（令和5年3月策定）

- ・ 「結城市学校適正配置等に関する方針」を受けて、令和4年6月「結城南中学校区新設校推進委員会」が組織され、委員会での協議を経て、「結城南中学校区新設校基本構想・基本計画」が策定されています。
- ・ 同構想・計画においては、具体的な教育内容として、「知・徳・体のバランスのとれた社会人の基礎を養う」ことを掲げ、ふるさと学習、外国語活動、ICT教育推進等に取り組むとしています。
- ・ 併せて、新設小学校等の配置計画やスケジュール等を示しています。

■具体的な教育内容

結城市学校教育の基本施策：地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育

9年間を見通した特色ある
カリキュラムの編成と実践

連続性・系統性のある指導による
安心して学べる学校づくり

具体的な教育内容

知・徳・体のバランスのとれた社会人の基礎を養う

<ふるさと学習の推進>

郷土を愛する『人財』を育成するための学校を核とした地域資源を生かす特色ある教育活動の充実

<外国語活動と英語科の充実>

グローバル社会で活躍する『人財』を育成するための外国語活動と英語科の充実

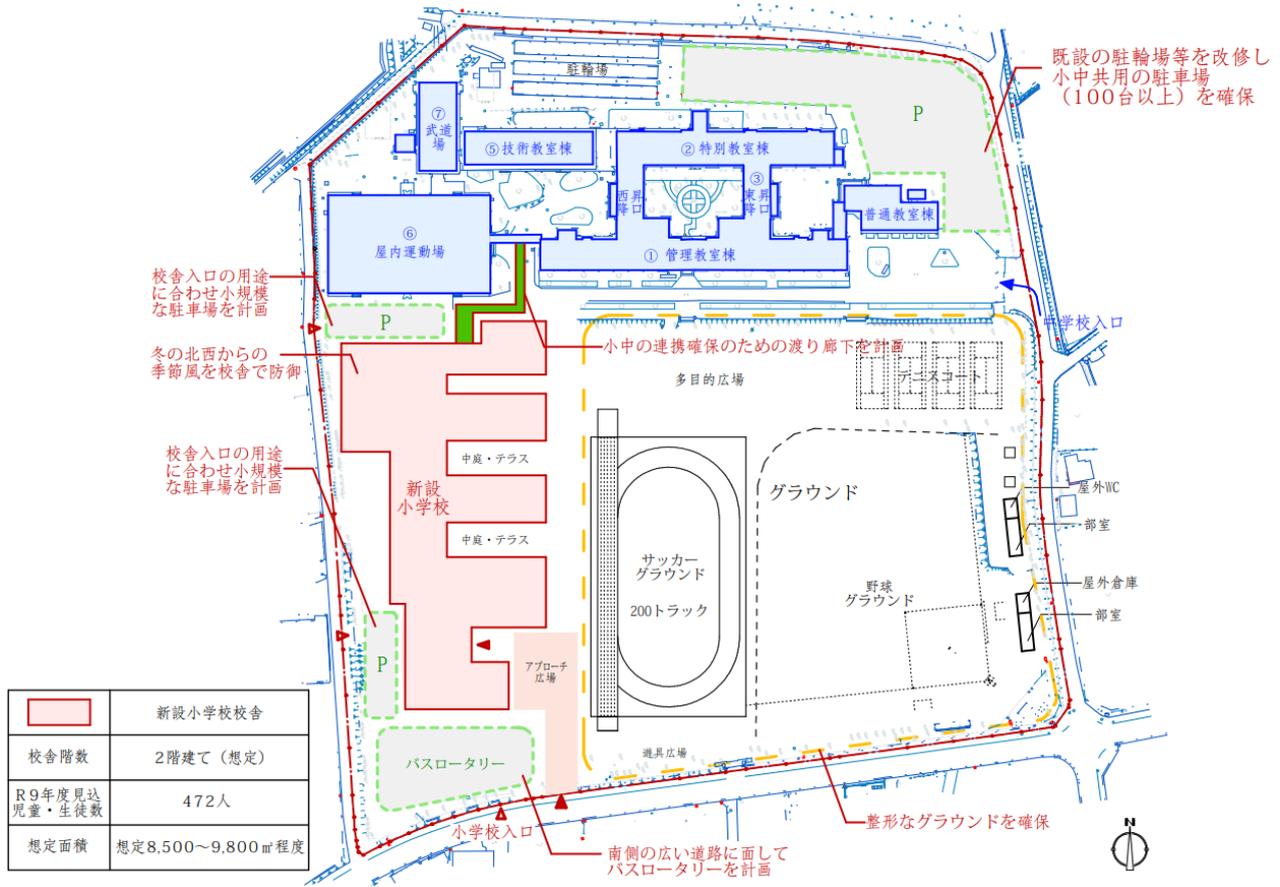
<ICT・プログラミング教育の推進>

常に変化する社会において広い視野に立ち、主体的に行動できる『人財』を育成するためのICT環境の充実

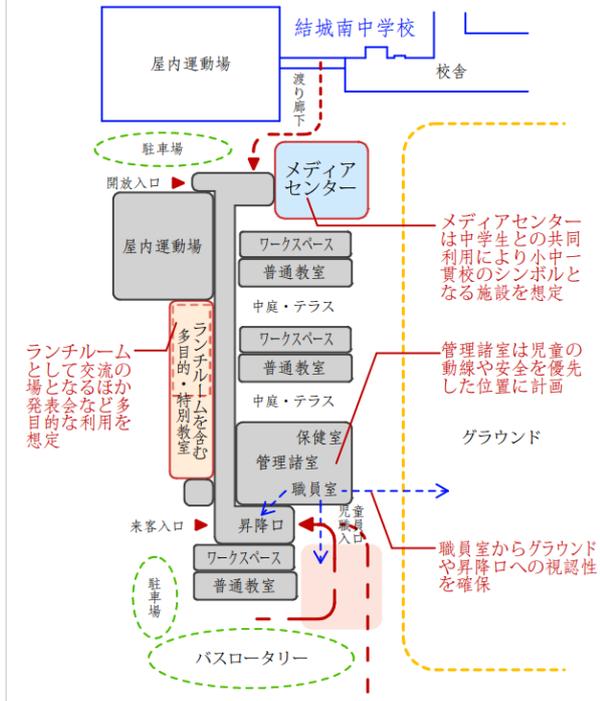
■外観イメージ



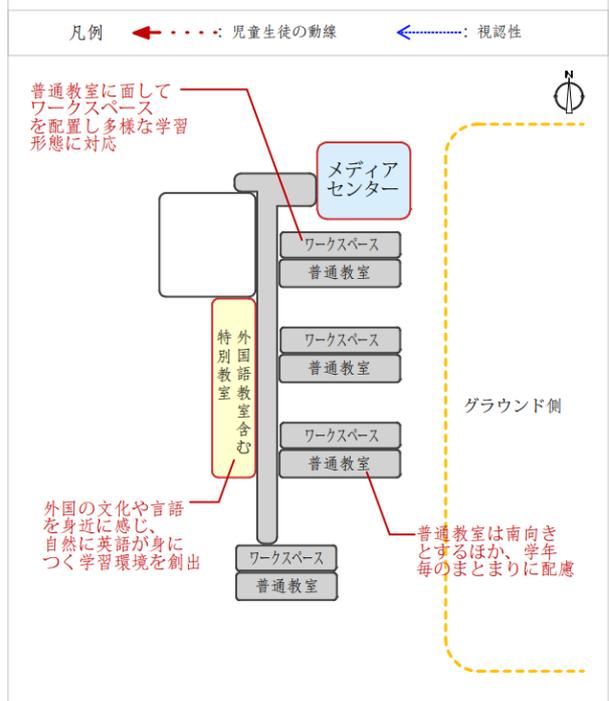
■配置計画のイメージ



■1階イメージ



■2階イメージ

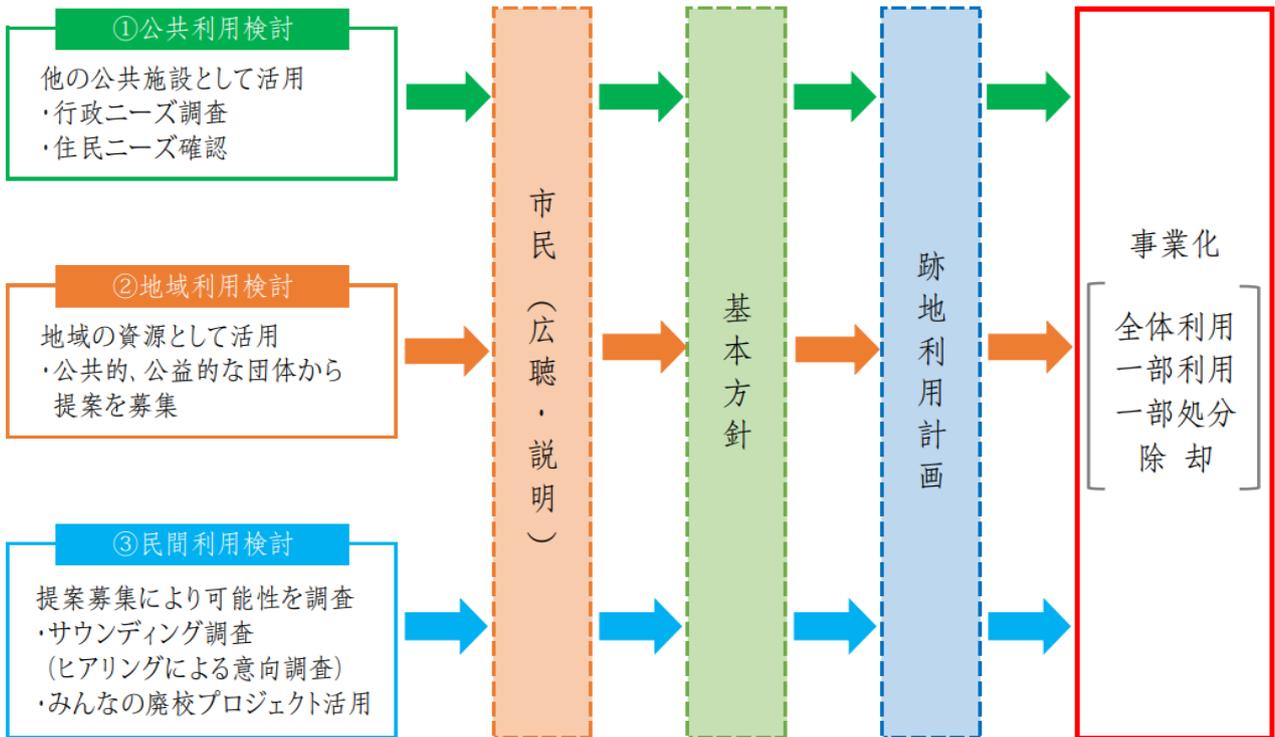


※ここに示す配置計画と平面計画の内容は、現段階の案であり具体的な設計時に詳細な検討を行います。

■開校までのスケジュール

		R5年度												R6年度												R7年度												R8年度												R9年度					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
設計・工事	基本設計 実施設計 新設小学校 建設工事	設計者選定		基本設計								実施設計								施工業者選定		建物工事 外構工事				校舎引渡●				外構竣工●				開校																					
	調査等	敷地測量		●敷地測量																																																			
	地盤調査													●地盤調査																																									

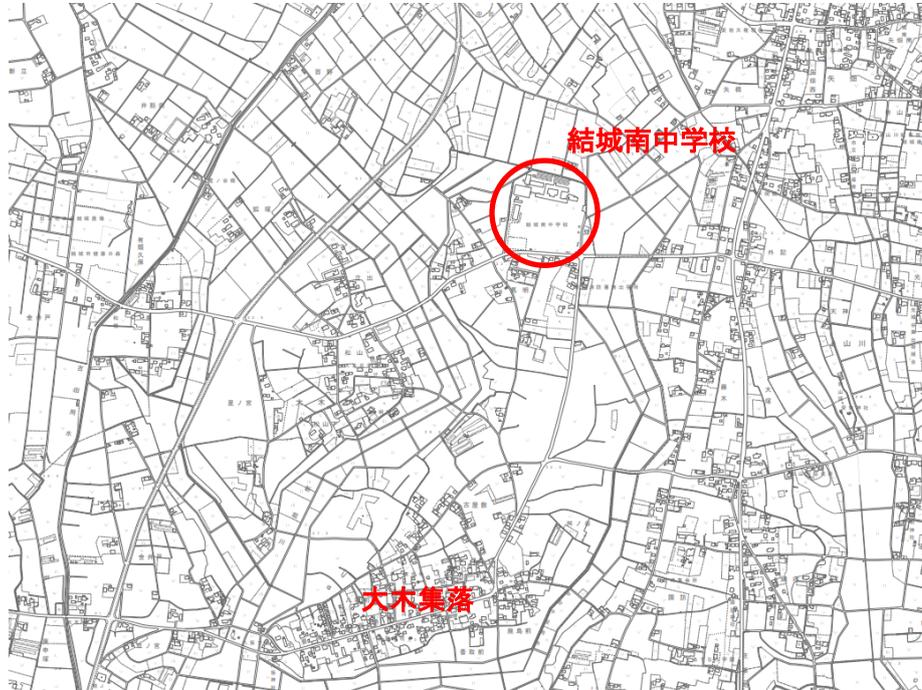
■学校跡地利用の考え方



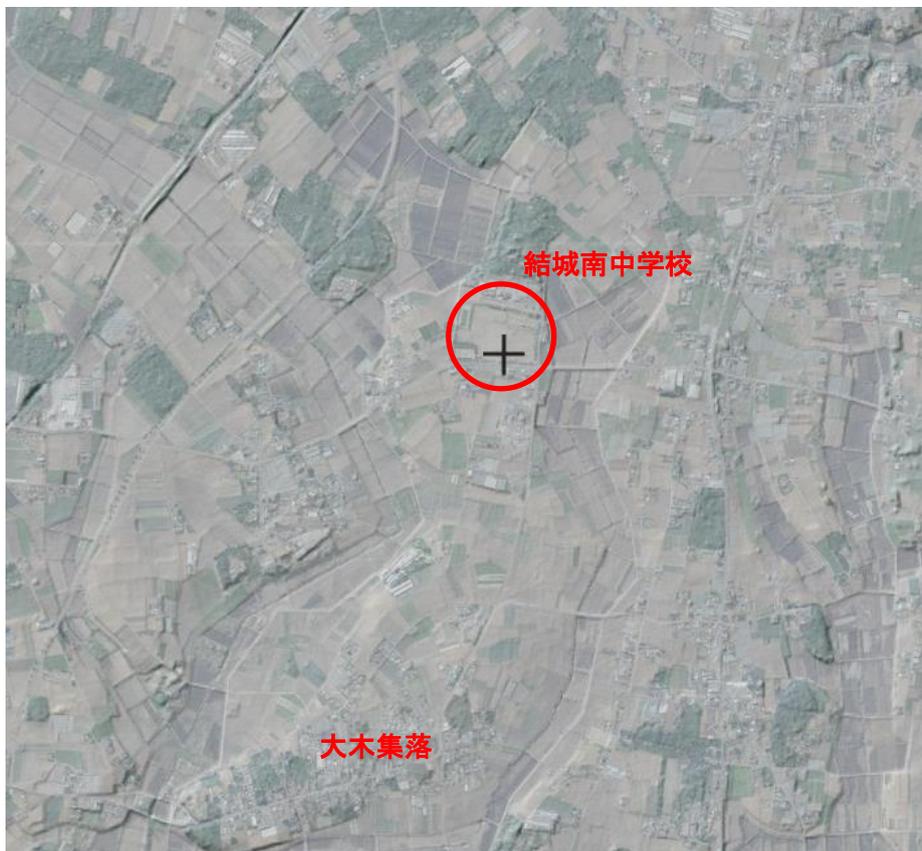
(3) 対象地区周辺の状況

- 対象となる結城南中学校は、市中央部に位置し、周辺は水田に囲まれています。学校自体は微高地に位置し、隣接して雑木林等が分布しています。南側にはまとまった集落地（大木）がありますが、約1 km 程度離れています。

■ 結城南中学校周辺（地形図・航空写真）



(結城市都市計画図)



(地理院地図 (電子国土 web)) ※陰影起伏図を重ねています

■航空写真（拡大図、生徒数（R4年度））

・結城南中学校 （生徒数（R4年度）：302名）



・絹川小学校 （生徒数（R4年度）：149名）



・江川北小学校（生徒数（R4年度）：154名）



・上山川小学校（生徒数（R4年度）：128名）



・山川小学校（生徒数（R4年度）：152名）



・江川南小学校（生徒数（R4年度）：67名）



2 改定の考え方

前項に示した位置づけ等を踏まえ、現行の土地利用構想を改定することを検討します。

○関連計画として、結城南中学校区新設校基本構想・基本計画等において、小中一貫校について具体的な位置・規模等の内容が示されているとともに、立地適正化計画において、「学校再編や文教ゾーン検討地域」として、農村地域において将来的に利便性・人口・コミュニティ等の維持を図る「地域拠点」に位置づけています。

○現行の土地利用構想には、小中一貫校周辺には特別に拠点的な位置づけはなされていませんが、市南部では、以下の役割を担う拠点・ゾーンが、日本花の会周辺等において位置づけられています。

①拠点	都市の発展や地域の活性化を目指し、JR結城駅周辺や工業団地、 地域の核となる施設 や史跡等を拠点として位置づけ、地域の特性を踏まえながら、効果的な活用を図ります。 ⇒地域活性化拠点：日本花の会、山川不動尊、結城廃寺周辺が位置づけ
③ゾーン	都市の健全な成長と良好な環境の形成に向けて、市街地と農業地域の共存に留意しながら、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。 ⇒重点整備ゾーン：上記地域活性化拠点周辺3箇所に位置づけ

※②は軸・ネットワーク（上表では省略）



複数の小学校を統合して整備する新たな小中一貫校は、他の生活利便施設等とともに、市南部の市民生活を支える重要施設であり、地域の核となり得るものです。また今後、学校周辺において、派生的に文教・教育面での土地利用・施設立地の展開も想定されることから、拠点・ゾーンに位置づけます。

また、ゾーン名称は、新たな小中一貫校を核施設としたゾーンの性格を考慮し、「**結城南文教ゾーン**」とします。

■ 土地利用構想 改定案

① 拠点（抜粋）

■ 地域活性化拠点

地域の活性化を先導するため、城の内館跡周辺、日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺等における拠点の強化と生活環境や景観等の整備を図ります。

また、市庁舎や市民文化センターアクロス等が集積するシビックセンターゾーン*については、国道50号線の広域的な交通機能を最大限に活用して都市の発展につなげるため、広域商業サービスの集積、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等との一体的な活用を図ります。

なお、旧庁舎跡地については、南北市街地のバランスのとれた発展に配慮しながら、北部既成市街地や商店街の振興・活性化に資する活用を図ります。

さらに、結城南中学校周辺において、新設する小中一貫校を中核として、教育を中心とする機能強化や防災性、安全性の向上等の取組を進め、周辺地域の活性化を図ります。

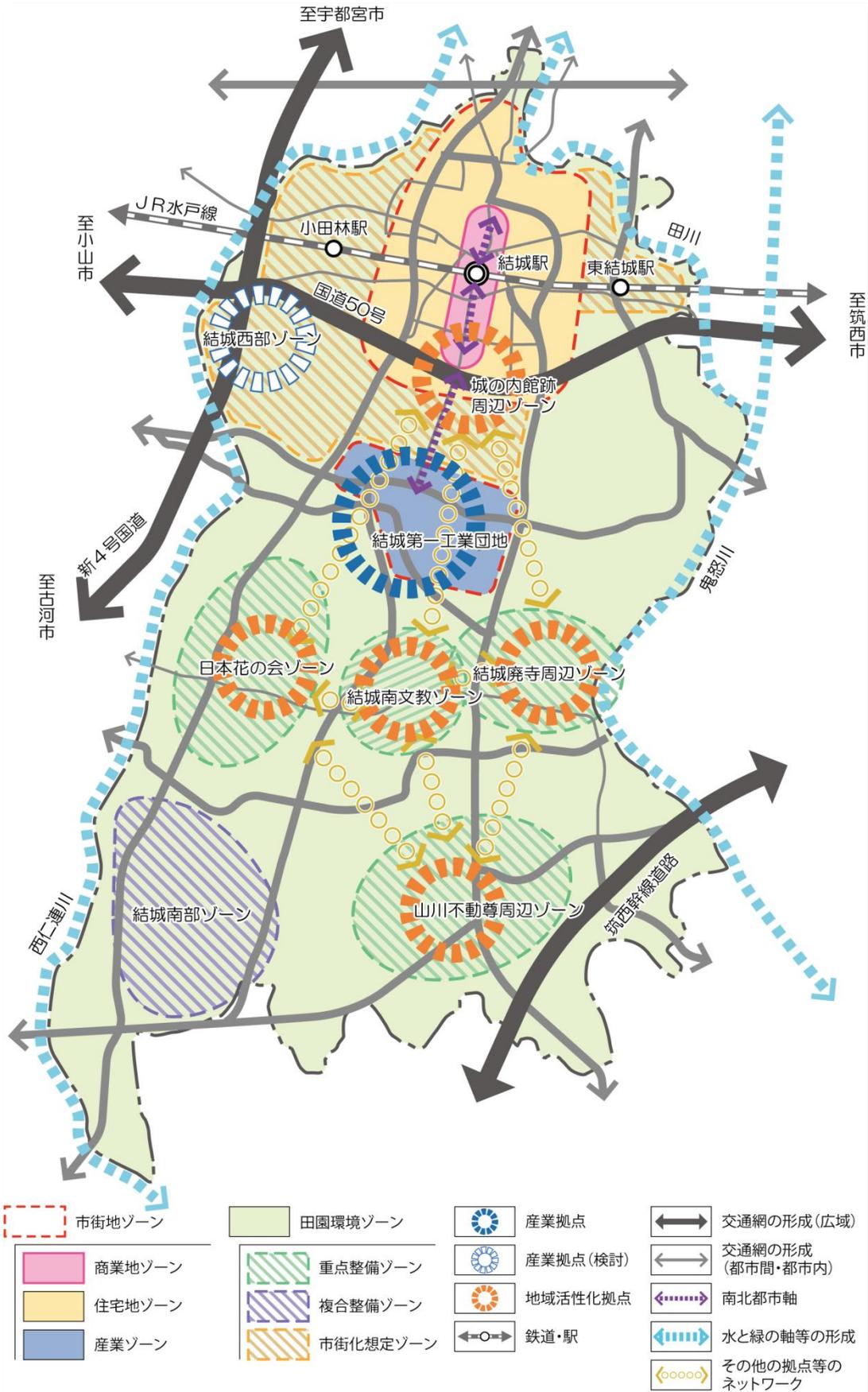
③ ゾーン（抜粋）

■ 重点整備ゾーン

日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺、結城南中学校周辺を重点整備ゾーンとして位置付け、地域の活性化を先導するための拠点整備と合わせ、周辺環境や景観の整備を進めます。

※②は軸・ネットワーク（上では省略）

■ 都市空間整備構想図 改定案



■第6次結城市総合計画 基本構想一部改定方針

令和5年6月5日
結城市企画政策課

第6次結城市総合計画 基本構想一部改定方針

1 改定の趣旨

本市では、令和2年9月に「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」を将来都市像に掲げた第6次結城市総合計画基本構想を策定しました。(令和2年結城市議会第3回定例会にて議決)

総合計画の基本構想は、本市の将来都市像を明らかにし、その実現のためにまちづくりの目標までを定めるもので、中長期的な展望に基づき将来に向かって進むべき方向性を、市民提案会議をはじめ多くの市民の参画のもと、1年以上の歳月をかけて策定したものです。

そのため、市政運営の継続性・一貫性の観点から、短期的に基本構想の方向性を変更するものではありません。

しかしながら、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題へ適確に対応するため、次の視点に基づき一部改定をする必要があります。

- ① 結城南中学校区の学校再編に伴う小学校の新設及び小中一貫教育の実践
- ② 地域の活性化を先導するため、①の周辺ゾーンにおける拠点の強化を推進

小中一貫型小学校・中学校周辺を重点整備ゾーン及び
地域活性化拠点として新規ゾーニング

2 改定する範囲

改定の趣旨を踏まえ、基本構想の「基本理念・将来都市像」、「将来人口」、「まちづくりの目標」、「施策の大綱」については、同構想の基本的な方向性を示すものであり、市政運営の継続性・一貫性の観点から変更すべきではないため、見直しの範囲外とします。

また、土地利用構想の見直しに当たっては、本市の都市計画に関する基本的な方針に即し、関連する立地適正化計画等と連携・調和が保たれる必要があります。

改定範囲

- 基本構想「2 将来人口・土地利用構想」のうち
「2-2 土地利用構想」の見直し

3 現行の土地利用構想

現状の土地利用の位置付けは以下のとおりであり、田園環境ゾーンのうち重点整備ゾーンにおいて、新たに「小中一貫型小学校・中学校周辺」の位置付けを検討します。

■ 第6次結城市総合計画 32ページ

市街地ゾーン

■ 商業地ゾーン

結城駅を中心とした南北の駅前通り周辺を商業地ゾーンとして位置付け、歴史的資源等を活用した商業の活性化、都市機能の誘導と利便性の向上、市民活動の拠点としての活用を図り、人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。

■ 住宅地ゾーン

商業地ゾーンの周辺市街地を住宅ゾーンとして位置付け、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成により、居住の誘導を図ります。また、北部地区は歴史的風情のある住宅地として、南部地区は都市型の計画的な住宅地としての形成を図ります。

■ 産業ゾーン

結城第一工業団地、結城第一工業団地上山川北部地区等の既存の工業集積地区を産業ゾーンとして位置付け、企業集積を図るとともに、新たな産業基盤の整備を検討します。

田園環境ゾーン

■ 重点整備ゾーン

日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺を重点整備ゾーンとして位置付け、地域の活性化を先導するための拠点整備と合わせ、周辺環境や景観の整備を進めます。

■ 複合整備ゾーン

江川地区の南部を複合整備ゾーンとして位置付け、恵まれた農業環境を活かしつつ、新たな産業を創出し、農業、製造、流通、販売等が連携した6次産業化*等による産業の複合化を図ります。

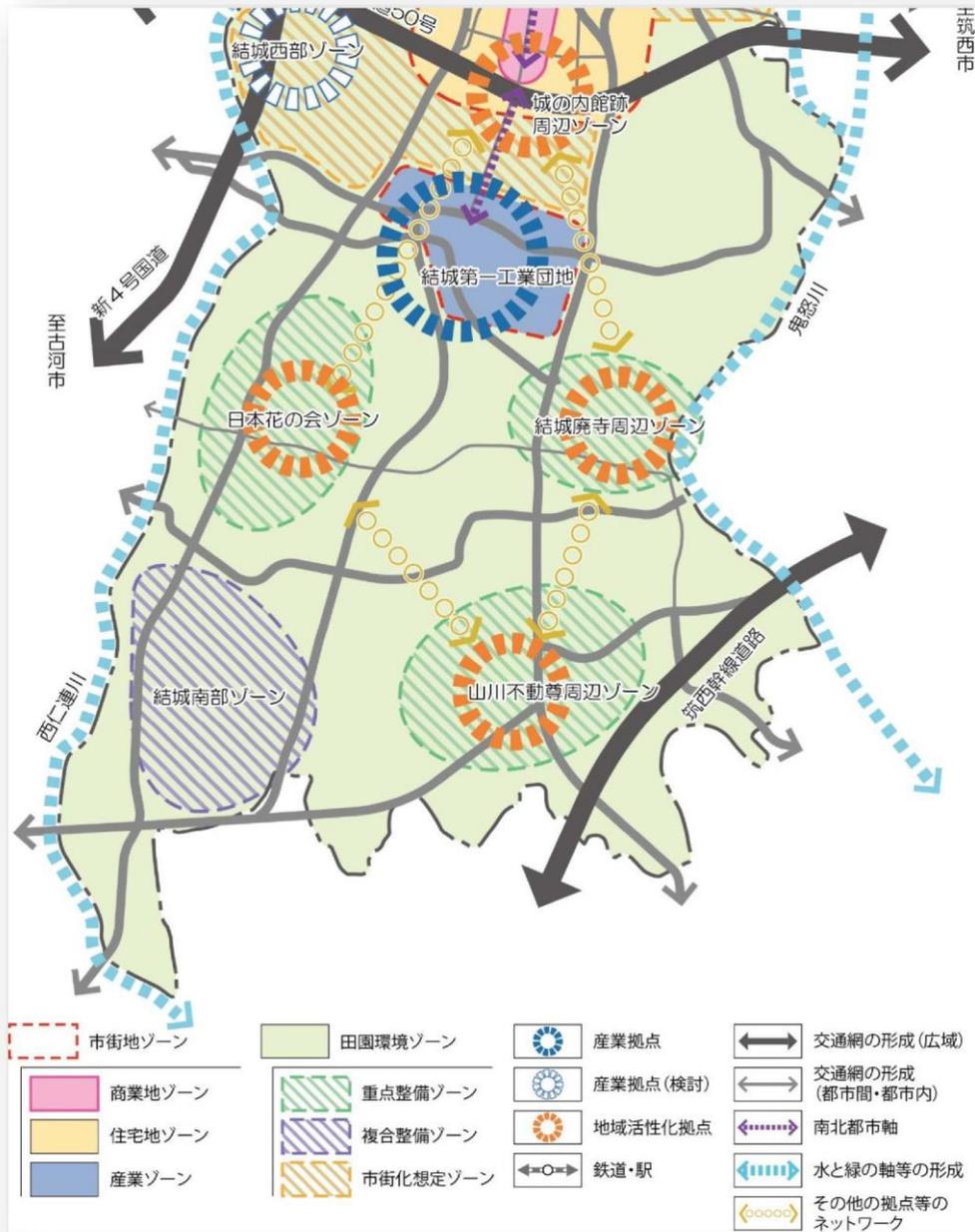
■ 市街化想定ゾーン

結城西部地区、小田林駅周辺地区、南部市街地以南の地区、東結城駅周辺地区を市街化想定ゾーンとして位置付け、既存の土地区画整理地内における宅地化の進行と社会経済情勢を勘案しながら、長期的な視点に立ち、市街地ゾーンへの編入を検討します。

4 現行の都市空間整備構想図

現行の都市空間整備構想図(田園環境ゾーン)は以下のとおりであり、「日本花の会ゾーン」、
「山川不動尊周辺ゾーン」、「結城廃寺跡周辺ゾーン」に加えて、新たな地域活性化拠点とする
「文教ゾーン」の位置付けを検討します。

■ 第6次結城市総合計画 33ページ



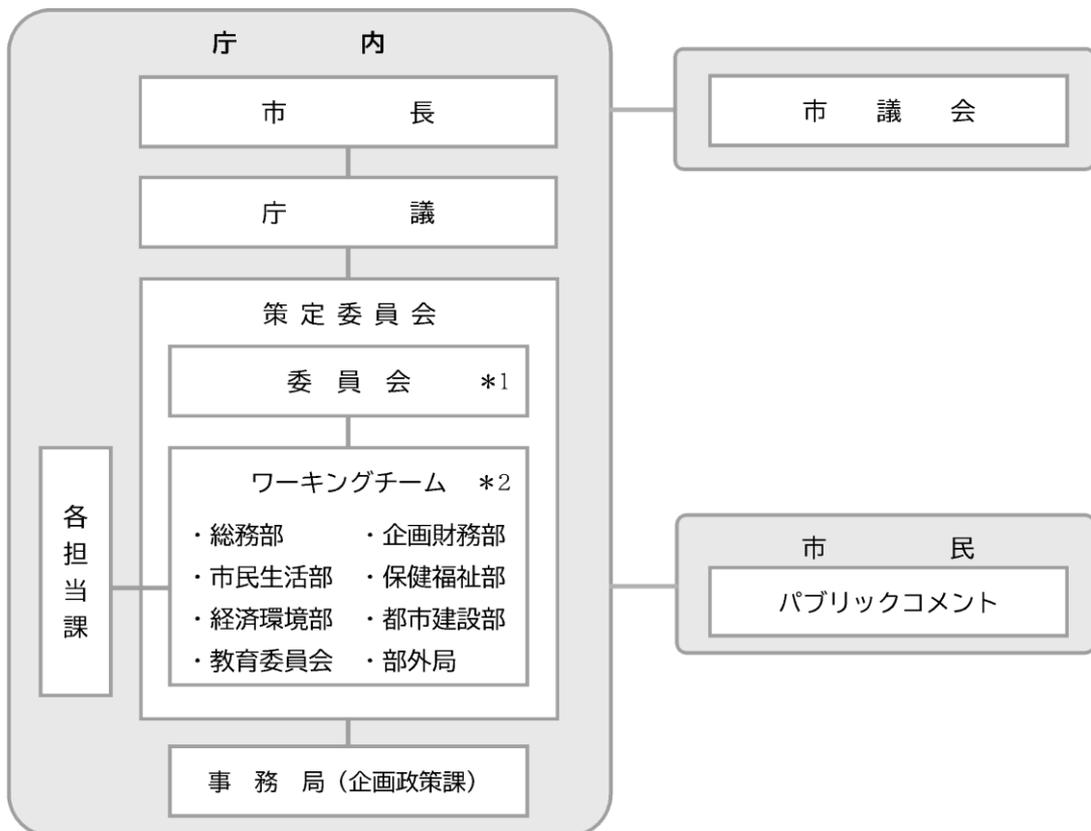
5 策定体制について

改定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会、ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で内容の検証及び意見集約を行い、全庁体制で改定を進めます。

また、市民意向を反映するため、パブリックコメントを実施します。

なお、改定する範囲が限定的であることを踏まえ、審議会等の設置は行わないものとします。

■ 策定体制



※1 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等。（部長会議）

※2 ワーキングチーム：素案の立案、検討及び意見、提言等。（課長等）